

令和6年度 第1回 甲賀市国民健康保険運営協議会 議事録

1. 開催日時 令和6年7月11日(木) 14:00～15:15
2. 開催場所 甲賀市役所 3階 301会議室
3. 在任委員数 18人
4. 会議出席者 運営協議会委員 15人
被保険者代表 : 中村委員、奥村委員、吉田委員、
吉川委員
保険医、保険薬剤師代表 : 中西委員、塩澤委員、中島委員、
村木(信)委員、渡邊委員
公益代表 : 池本委員、岡本委員、辻委員、
木村委員、村木(育)委員
被用者保険代表 : 井原委員

事務局

正木副市長、市民環境部 保井部長、西野次長、
すこやか支援課 圖司課長、松島係長
税 務 課 松井課長
保険年金課 岡崎課長、米倉課長補佐、市井係長

5. 欠席委員 宇田委員、阿部委員、橋本委員
6. 傍聴 1人

7. 会議次第

- 1) 開会
- 2) 市民憲章唱和
- 3) あいさつ
- 4) 報告
 - ・ 令和5年度 国民健康保険特別会計決算見込について
 - ・ 甲賀市国民健康保険の状況について
- 5) 議題
 - ・ 国民健康保険税率について
- 6) その他
- 7) 閉会

8. 会議の概要

(開会)

(市民憲章唱和)

(あいさつ)

会 長：あいさつ

副市長：あいさつ

(委員交代の報告、委嘱状の交付)

(報告)

○令和5年度 国民健康保険特別会計決算見込について（資料1）

○甲賀市国民健康保険の状況について（資料2、3）

会 長：一括して事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料1、2、3）

会 長：意見や質問はないか。

(意見なし)

(議題)

○国民健康保険税率について（資料4）

会 長：次第5の議題で、「国民健康保険税率について」、事務局から説明をお願いします。

事務局：資料説明（資料4、参考資料）

会 長：質問や意見はないか。

会 長：現時点での基金を活用しつつ、今後3年間にわたって、どのような形で引き上げていくのかが、今一番問題になるかと思うが、そのシミュレーションを、事務局としてどう考えているのか。

事務局：最終的なシミュレーション、税率をどうするかは、県の納付金を見てからとなる。県がどのような試算をされるかによるが、冒頭に、副市長が申し

たとおり、基金の残高は年々少なくなる状況であり、引き上げは、致し方ない考える。

その中で、段階的に上げるか、一気に上げるかは、運営協議会でもご検討いただきたい。県の状況等が示された際には、それを踏まえ、具体的なシミュレーションを出したいと考えている。

会 長：次回会議には出せると理解してよいか。

事務局：具体的な数字等、変更の可能性はあるが、どのような段階を踏んで引き上げるか、シミュレーションのベースは、次回にお示ししたいと考えている。

委 員：市町により体力は違うと思うが、その辺りの県の支援はあるのか。
基金がなくなり、一般会計からの繰入金で補填となると、この先どんどん繰入金を入れるのか。受益者以外の市民が、負担することになるのか。

事務局：現時点では、どの市町も基金繰り入れ等で、急激な税率の引き上げを抑えているが、今年度は19市町中13市町が引き上げとなった。基金が底をつき、来年度あたりから厳しい状況となる。

その中で、県が剰余金をどれだけ入れてくれるかで、税率の上げ幅も変わってくる。県は統一後の医療費の変動等に備え、基金を確保したいと考えているので、県と市町が協議を進めていくことになる。

事務局：補足だが、当日資料「第3期滋賀県国民健康保険運営方針の概要」にも示されているが、国は国保の広域化の目標として法定外繰入の解消を掲げており、滋賀県の運営方針として、決算補填等目的の法定外一般会計繰入を原則行わないとされている。

全ての都道府県で法定外繰入を行っていない訳ではないが、国はなくす方向で考えており、法定外繰入を行うことで国から県への交付金にペナルティがかかる仕組みもあり、滋賀県は、法定外の一般会計からの繰り入れを行わないことにしている。

19市町のうち1市町でも繰入れすると、交付金にペナルティがかかるため、滋賀県内では法定外繰入ができないので、甲賀市の税率をどこまで抑えることができるかは、基金の残高によらざるをえない。当市は基金が少なくなり、厳しい状況である。

中には基金に余裕があり、令和9年度の統一時期を先延ばしし、令和11年度での統一を予定している市町もあるが、当市は、既に9年度までに基金が残っておらず標準保険料に近い金額に上げざるをえない厳しい決断になると思うが、皆さんに理解いただけるよう、市としても早目に周知したいと考えているので、よろしくお願ひしたい。

会 長：甲賀市は基金が枯渇するので、9年度に統一せざるをえないとの理解でよいのか。

あと3年間で、現在保有する基金をどのように投入するのか、上げ幅を一定抑える方がよいのか、それとも、一度に投入し、その後上げる方がよいのかのような選択肢になろうかと思う。皆さんはどのようにお考えか。

今、保有している基金残高は、資料1のP3の合計額の2億7千5百万円か。

事務局：資料1のP3の基金の推移の表中、令和5年度末基金保有額の約2億1千8百万円のうち、令和6年度当初予算時に1億8千万円ほど繰入れを予定している。しかし、当初予算編成時点では県への納付金が仮算定額のため、本算定額では4千7百万円ほど減額となっており、また令和5年度の繰越金約5千6百万円のうち県への補助金等の返還分を差し引いた額と合わせ、基金取崩額は当初見込みより9千万円ほど少なくて済む試算を現時点でしている。今後の状況により変動はあるが、現時点の見込みでは、年度末に基金が1億2千万円ほど残ると考えている。

会 長：令和6年度末の基金残額は、1億2千万円という理解でよいのか。

副市長：その程度の額が、次年度の予算を組むときに活用できる額となる。

委 員：統一後は、市町がそれぞれ基金を保有できるのか、それとも、県が一元管理するのか。そのあたりはどうか。

事務局：保険料を統一化した時点で県に基金を吸い上げる形にはなっていない。基金を保有し、他の保健事業等に充てる市町も出てくるかと思うが、基金を持たなくても運用できるように、県の方で「納付金精算制度」を考えていただいている。例えば、徴収できた保険料が決められた納付金額より少ない場合、不足分を翌々年度に精算するという仕組みを考えておられ、基金がなくても対応ができる。基金を持っても、持たなくても、どちらでも良いということになる。中には、9年度以降も基金を保有される市町も出てくる可能性はある。そのあたりは、最終、決まっていないような状況である。

委 員：不足があった場合には、翌々年度精算ということだが、翌々年度の保険料、納付金が増えるのか。

事務局：そのような形となる。

会 長：方向性として基金は全部使ってしまった方が、甲賀市としてはよいということでしょうか。

事務局：今年度末に残る基金を来年度の保険料に全額充てたとしても、保険税をさらに上げざるを得ない状況である。先ほど会長が言われたとおり、できる限り抑えるという点で、令和9年度までに全部使い切る方向で考えている。ただ、納付金の差額、誤差等で少し残る場合、基金自体をなくしてしまうかどうかは別として、一旦は基金を使って、何とか抑える形で、9年度を迎えようと思う。

会 長：一定、おぼろげながらも見えてくるのは、基金を税率の上げ幅の補填として、どれだけ投入できるかということ。しかしながら、全体的に見ると、こういう情勢であるので、今まで通りの税率では難しいので、上げていかなければいけない。これはやむなしというところ。それをどのような見通しで、今後進めていくかを議論していくという理解でよいか。

事務局：具体的なシミュレーションも出ていない中で、正確な数字は別とし、この3年間で、どのような形で上げるのかの方向性等について、ご議論いただきたい。

委 員：医療費が上がるのは、間違いない。必ず、税率も上げないと駄目だと思う。今まで税率が上がったときに、収納率はどうであったか。

副市長：国保税の収納率は、甲賀市はどちらかというと優秀だと思う。逆に、今回統一された大阪など現年分は90%以上あると思うが、滞納分が多くあるので、合わせるとかなり低いと思う。
当市も、現年と滞繰を合わせると80%台であるが、他の税金は95%程度であり、他の税目に比べると国保税の徴収率は10%以上低い。当市でも滞納分の多くは国保税というような雰囲気がある。

委 員：それに対し、一般会計から補填されるのか。

副市長：これに対する補填はないので、その分歳入が減る形となる。

会 長：先ほどの説明の中で、県とやりとりをする場が今後出てくるという話であったが、それはいつ頃か。

事務局：通常、県内市町と県が会議等で話をする機会が年に何回かあるが、それと別に、8月に県から各市町にヒアリングに来られる機会がある。その際にはこちらの意見等も十分に伝えていく。県内の意見を踏まえ、また全体の会議等で県と話ができる場があるが、全体の会議の具体的な日程はまだ決まっていない。

会 長：次回会議時には、県の姿勢や今後の見通しが見えてくるという理解でよいか。

事務局：前回の会議で、他市町からも県に9年度までの見通しを出して欲しいという意見を出されたので、県で資料作成いただけると思う。次回に何らかの県の方向性はお示しできると考える。

会 長：この件は、継続案件として皆さんにご議論いただかなければいけない案件になる。先ほども申したとおり、多くの選択肢があるわけではないと思われるので、次回あたりには、各委員からのお考えをお聞かせいただきたい。議題の国民健康保険税率についてはこれでよいか。継続案件になり、次回、方向性を少し議論したいので、皆様、よろしくお願いしたい。その他、全体を通して、質問や意見はないか。

委 員：医療費通知を6回から2回に変更されたが、それぞれ何月分を載せているのか。また、1月、3月とした理由は、確定申告以外にもあるか。

事務局：1月通知分には、前年1月～10月の医療費を、3月通知分には、11月、12月分を掲載している。確定申告の医療費控除等に「医療費のお知らせ」が活用できること、また以前ははがきでの案内であったため記載できる分量等に制限があり年6回としていたが、封書の方が一覧で見えていただけ、送る側の経費削減もできるため、まとめて送付している。

委 員：ジェネリック医薬品の差額通知に関し、まだ、制度が本格施行されていないが、今年10月からの選定療養費、薬剤費に関し、すでに通知に載せているのか。それとも10月までは何もされないのか。

事務局：今のところまだ周知、広報等はできていない状況である。

事務局：委員から説明のあった項目は、医療費の適正化という点で、先発医薬品より安い金額で同じような性能の薬であるジェネリック医薬品をこれまで推奨してきたが、今年10月から、医師の指示等でジェネリックは体質的に合わないという理由で先発医薬品を選ばれる方は問題ないが、ジェネリックに変えても差し支えないにもかかわらず、ジェネリックに変えずに、先発医薬品を希望される場合は、選定療養費と言って、今でいうと、紹介状を持たずに大きな病院を受診するとお金がかかるような仕組みで、保険外で、その差額分の一部を負担いただく形に変わる。ジェネリック差額通知を今後どうするかも、検討していきたい。

委 員：被用者保険から国保に加入者が移行していく実態があると思う。

今日の議論に直接関係ないかもしれないが、当保険の加入者で、甲賀市在住の方の医療費がそれほど高いことはないが、当保険の加入者が高齢者になり移行されるので、既に連携している部分もあるが、若年層からの健康づくりという部分で、今後、より緊密にしていければと思う。

事務局：国保としても、保健事業は今後推進すべき課題である。よろしくお願いします。

会 長：他の案件について事務局から説明をお願いします。

事務局：当日資料としてデータヘルス計画を置かせていただいた。昨年度、運営協議会で何度かご審議をお願いし、今年3月に策定を終え、現在ホームページ等に掲載している。遅くなり申し訳ないが、参考にご覧いただきたい。医療費の適正化という点で、保健事業に力を入れて頑張っていきたいと考えているので、事業提案等もよろしくお願いします。

事務局：今後予定として、2回目の運営協議会は10月に予定している。

会長代理：閉会あいさつ

上記は、令和6年7月11日開催の甲賀市国民健康保険運営協議会 議事録正本である。

甲賀市国民健康保険運営協議会

会 長